

## 松江地方裁判所委員会（第14回）議事概要

### 第1 開催日時

平成21年1月23日（金）午後1時30分～午後4時00分

### 第2 開催場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員） 石原さとみ，岩田好二，岡村英昭，岸田和俊，永瀬裕，  
花田英治，前田幸二，三島敏功，山田英夫，吉井隆平，  
渡部浪子（敬称略，五十音順）

（オブザーバー） 片山民事部総括判事

（事務担当者） 小泉地裁事務局長，浅野民事首席書記官，山本総務課  
長，細木総務課庶務係長

### 第4 議事

#### 1 開会あいさつ

#### 2 消費者トラブルに関する解決手段について

片山民事部総括判事から報告

#### 3 上記2に対する意見交換

別紙1のとおり

#### 4 裁判員制度に関する情報提供

山本総務課長から報告

#### 5 上記4に対する意見交換

別紙2のとおり

#### 6 次回の意見交換のテーマ

「裁判員制度について」

テーマの大枠としては，裁判員制度とすることとし，具体的なテーマについては，今後の裁判員制度の経過も見ながら裁判所に一任することです承を得

た。

7 次回開催日時

平成21年7月9日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

8 閉会あいさつ

## 別紙 1

A B委員は消費者センター所長をなさっていますが、今回のテーマについて、現在の状況、実情などをご紹介いただけますでしょうか。

B 先ほど、消費者トラブルについての解決手段ということで説明していただき、大変参考になりました。その中で消費者センターへの相談状況について触れられていましたので、当センターに寄せられる相談の状況について説明させていただきます。

まず、相談件数についてですが、一番多かったのは、平成16年で1万4000件、平成17年からは減少傾向で、平成19年が8000件弱となり、平成20年は平成19年から2割程度減少しています。平成16年に相談件数が多かったのは不当、架空請求に関する相談が多かったことによるものであり、その後、それらの請求に関する相談が減ってきていることが相談数減少の要因として考えられ、中でもはがきや封書による架空請求が減少してきているのが特徴的です。

続いて、消費者センターに寄せられる相談内容についてですが、最も多いのが「サラ金」という項目で括っているものです。この関係の相談件数は、平成19年度は1477件ということで、相談件数全体の約19パーセントを占めておりますが、その大半が多重債務関係です。そのほか融資詐欺やヤミ金の相談もこの項目に含まれています。

次に、「オンライン等関連サービス」ですが、これはメールによる不当、架空請求等に関する相談が多く、若い世代に多くみられます。その要因としては、パソコン、インターネット、携帯電話を多く使っているのが若い世代であることによるものではないかと考えられます。

次に、「商品一般」というのは、その他の項目で分類ができないものになりますが、この中には封書やはがきなどによる不当請求なども含まれています。この相談は平成19年には828件ということで従前と比べ減少傾向にあると言えます。

そのほかの相談内容については、「健康食品関係」となりますが、これは訪問販売やマルチ商法等で大量に購入させるといったものが多く、いわゆる悪質商法や悪徳商法と呼ばれるものです。

「他の役務」としては、結婚相手紹介サービスや広告代理サービスということで、例えば、業界紙に広告を載せた際の掲載料について高額請求されたというものなどがあります。

「不動産賃借」については、退去したアパートなどの原状回復義務をめぐって、敷金返還などの相談が寄せられています。

「食料品」については、去年の中国産冷凍餃子の問題などもあり、食品の安全性や食品への異物混入の案件が寄せられました。

そのほか内職やリフォームに関する相談が多くなっているのが現状です。

次に、消費者センターの人的態勢についてですが、島根県では、松江に7人、益田に2人の合わせて9人態勢で相談業務に当たっています。

A 消費者センターで解決できる部分もあると思いますが、場合によっては、裁判所の手続を勧められる場合もあるのでしょうか。

B 最近、多重債務関係の相談が多く、債務整理の方法については、センターで教示したり、裁判所の特定調停を紹介したり、過払いがあるようであれば、法律の専門家に引き継いだりしています。また、敷金返還の相談について、少額訴訟を案内したことがあります。

A マスコミの立場から、サラ金や多重債務の関係などで御意見はいかがですか。

C 10年くらい前には、自己破産申請すれば債務から逃れられるということをメディアが報道して、それによって自己破産がブームのようになったことがあったと感じています。報道内容によっては、借り手のモラルハザードを助長するという側面もあり、それを反省して、今は報道も少し下火になっているのではないのでしょうか。

また、種々の法改正があったり、グレーゾーン金利についての最高裁判決が出

たことで、本テーマに関する報道は若干落ち着いているように感じます。

D 昔は、1年に一、二件、多重債務で困っている従業員について、法律の専門家を紹介したり、銀行を紹介し債務の一本化を促すなど、相談に乗ってきていました。しかし、この一、二年は私どもに分かるものは、少なくなってきたように感じていますので、ある程度は、自己責任ということや、借りる方もむやみにお金を借りるということが少なくなってきたのではないかと感じています。

A 昨年の松江における破産事件の動向はどうなっていますか。

(事務担当者)

松江地裁の破産事件数は少し減ってきていますが、破産管財人が選任される破産事件は増えてきています。なお、不動産執行は、倍増しています。

A 検察庁E委員に伺いますが、本テーマに関するような犯罪等はあまりないのでしょうか。

E 金融がらみの事件ではヤミ金がらみの事件であれば刑事事件としてあります。また、事件としてはなかなか検挙しにくいのが実情かもしれませんが、架空請求も立派な詐欺事件です。これらは、犯罪全体の件数から見ると多くはありませんが、刑事罰に触れるような行為は島根県警において検挙しています。

A F委員は公民館の行事活動等で感じられることはありますか。

F 公民館では多重債務の話よりも、高齢者向けの悪質詐欺等の防止についての需要があるのが現状であり、そのことについて消費者センターから講師派遣をお願いしたりしています。多重債務のことについては、私自身、特定調停や破産制度をはじめて知ったので、そういったことを住民の方に知らせる良い方法はないのかと感じました。

A 多重債務等で困っている方がいた場合、消費者センター等を勧められているということでしょうか。

F そうです。今日は、その先に裁判所があるということがわかりました。

G 高校の現場では、かなり前から消費者センターや税務署の出張講義などを利用

して消費者問題のことを授業しています。なお、最近では、高校生の親の年代がどれくらい消費者問題に関する知識を持っているのだろうかということを感じています。

A 若い人などは、インターネット等の利用に関して不当請求をされるとパニックに陥るということもあるようで、最近では、そういったことも教育すべきだということをおっしゃっていますが、弁護士会では法教育について何か取り組んでいらっしゃいますか。

H 法教育については、出前授業を行っており、学校については無料、一般民間団体は若干費用はかかりますが、要望があれば出掛けて、講義するという取組みを行っています。講義内容の限定はなく、消費者問題をやってほしいという要請があれば、そういった講義をしています。

A 消費者関係トラブルについて、税理士さんの立場から何かございますでしょうか。

I 個人的なことで話をすると、架空請求はがきが2回来た記憶があります。また、先日伺ったお客さんの従業員が給料差し押さえにあったということがあって、最初は、会社が給料の何割かを直接債権者に支払うことで済んでいたようですが、その後、複数の差押えが競合したようで、そうすると法務局と裁判所を行ったり来たりしなければならなかったということで、その方からは、もう少し、簡単に手続をすることはできないだろうかという話を聞いたことがあります。

A 裁判所の手続も場合によっては、非常に複雑になりすぎている部分もあると思います。しかし、大きな流れとしては、中身について、分かりやすく、できるだけ簡素にするという方向に動いていると思われれます。

金融機関にお勤めのJ委員は、何か御意見はありますか。

J 振り込め詐欺の電話がかかってきても銀行員が被害に会うことはないと思いますが、行員の親族には振り込め詐欺と思われる電話がかなりかかってきているようで、あと一步のところまで詐欺の被害に会うところだったという事案もありまし

た。

A 最近，そういう危険が多くなってきているのを感じます。そういった場合に，どこの機関であれ，問い合わせをされると被害者にはならなくて済むので，どこかの機関に問い合わせるということは良いことだと思います。

多重債務関係での裁判所の手続は，非常に多くの方が利用されていると思います。この点に関し，何かご感想をお持ちの委員の方はいらっしゃいますか。

H 特定調停が成立する割合はどれくらいでしょうか。

(事務担当者)

昨年松江簡裁の調停の新受は約1400件で，そのうち特定調停は約920件でしたが，その多くが成立していると思われます。

H 多くは成立しているということですが，特定調停が成立しなかった場合に，ほかのところに相談したほうが良いというアドバイスは，あるのでしょうか。

(オブザーバー)

特定調停では，まず債務者の収入予定を明らかにしてもらい，総債権額がいくら，また，それが3年ないし5年で返せる額かということ調停委員が計算し，返済できる場合には，調停が成立し，又は，調停に代わる決定がなされていると思われます。しかし，返済に比して収入が低く，返済が難しいと考えられる場合，その段階で，破産や個人再生の手続きがあるということをお話しして，場合によっては，弁護士などの法律家に相談するようにというアドバイスをしていると思います。

A 税理士の仕事をしていて，多重債務に関する相談を受けることはありますか。

I たまに相談されることはありますが，結局は，弁護士さんや裁判所がいいのではないかということで，弁護士や裁判所を紹介しています。

A 念のために申し上げておきますと，裁判所は手続相談には応じられますが，法律相談はできないことになっており，この点，裁判所でも誤解を招いてはいけないということで，手続相談というネーミングにしています。

F 以前に法テラスという機関のことを聞いたことがあります。法テラスは相談に応じてもらえる機関なのでしょうか。

H 法テラスというのは法務省が設置した機関であり、全国的に設置されていますが、島根県では、松江と浜田に事務所があります。業務としては、困りごとがあるときに、どこに相談すれば良いのかわからない方のために、相談機関の紹介をしています。

また、法テラスでは、一定の収入がない方には無料で専門家の相談を受けることができる無料法律相談を実施しているほか、勤務している弁護士が、お金がない方の事件を扱うことができることになっています。

さらに、刑事関係では、国選弁護人の業務も扱っています。

A 一般の方から見て、裁判手続は遅いと言われており、そういうことがないよう努力しているのが現状ですが、この点に関し、何かご意見はございますか。

D 論点がずれるかもしれませんが、例えば、店を出店すると、近くの空き地にテントが立ち、そこで開店に際して集まってきたお客さんを近くの場所に集めるなどして、布団を買わせるというような手法があって困っていますが、このような場合、どこかに相談して解決することはできるのでしょうか。

H 無料で商品を配布する名目で人を集めて高額の商品を買わせる行為は、催眠商法とよばれていて、公民館のようなところを借りて人を集めて粗品を配り、本日の目玉商品として高額商品を買わせるというものや、治療器などを体験させて、高額で効果のないものを買わされてしまうといったことがあるようです。

こういったことについては、消費者契約法というものがあり、事実と違うことを言って帰らせないで販売したら、契約を取り消し、無効にすることができることになると思います。

A 基本的な法律知識や防衛心をつけていかないといけないと感じます。訴訟の関係での感想等はいかがでしょうか。

J 最近の出来事として銀行における相続人に対する被相続人の取引履歴につい

て、銀行の開示義務が争われた事件があったと思いますが、この点に関して、判決が変わることにより、銀行業務に与える影響が大きいということを感じました。

B 一般の方は、裁判所の手続をご存知ではない方が多く、裁判所は敷居が高いところだと思っていられる方が多いのではないのでしょうか。消費者センターでは、多重債務の相談に来られた方には、裁判所からいただいたパンフレットを持って帰ってもらっていますが、それで手続の全てが伝わるというものでもないの、一般の方にとって身近なものである民事関係の手続については、もっとPRをしていただければと思います。

A パンフレットなどは、制度ができるとコンパクトなものを作って、関係機関には備え置き等をお願いしているところです。

学校では裁判所のことについてはどれくらい教えていられるのでしょうか。

G 裁判員制度のこともあり刑事関係については、かなり詳しくやっているものの、民事手続については、そこまでではないと思います。そのようなこともあり、消費者センターと裁判所がなかなかつながらないと思います。

裁判員制度については、裁判所からいただいた漫画を授業で使ったことがあります。民事でも漫画を用いたものがあれば利用できるのではないかと感じます。

A ありがとうございます。続いて、限られた領域ではありますが、労働審判手続が創設され運用されています。この手続について、松江の運用状況はどのようになっていますか。

(オブザーバー)

この手続は、3回以内で最終解決を目指しているの、非常に早く解決できる手続だと思います。当初は労働関係紛争を通常の訴訟手続として申し立てられたものもあり、それが1年半近くかかったという経験があります。しかし、通常の訴訟のようにどこが争点なのかを探る必要がないという意味では、非常に有効な

解決手続であると感じるので、今後は、利用される方が増えるのではないかと  
思っています。

C 現代の雇用情勢の中で、迅速に問題を解決するというのは重要な要素だと思  
います。

H 実際に代理人として携わった感想としては、労働審判手続に乗るまでは、双方  
に争いがあった案件で、労働審判になったら折り合いがついたということもあ  
ったので良い制度だということを、やってみて実感しました。

(オブザーバー)

初めの頃は、代理人として弁護士が見つからない事件もありましたが、昨年ころか  
らは、弁護士がつく事件を含め、申立件数が増えてきたと感じています。

A 労働審判手続は、民事手続の中では、うまくいっている制度だと感じていま  
す。そのほかに何かご意見はございますか。

F 消費者問題について、公民館行事として、消費者教育などを実施していま  
すが、片方で、マスコミ等による広報の必要があると感じています。新聞やテレビ  
などで、色々な啓発、広報CMをもっと流していただければ、振り込め詐欺事件  
などを未然に防ぐことができるのではないのでしょうか。

また、いざ消費者トラブルが発生した場合のことも想定し、クーリングオフ制  
度のことや、裁判所の利用などについて、もっとPRされれば良いと思います。  
最近、裁判員制度の広報などを通して、裁判所が身近に感じられるようになった  
ので、裁判員制度のほかに、民事手続についてもPRされればいいのではないで  
しょうか。

A 裁判所という存在が身近になったとおっしゃっていただき良かったと思いま  
す。本日は、たくさんの意見をいただいたので参考にさせていただきます。

以 上

## 別紙 2

J 裁判員や裁判員候補者になったことを回りの人に言ってはいけないというのはどの範囲のことを言うのでしょうか。

K 不特定多数の方に分かるような形で言わなければいいということになります。

B 振り込め詐欺に裁判員制度が利用されているということが全国ではあるようです。裁判員の候補に当たったということで、住所や家族構成職業などを教えてほしいといったものや、辞退するなら10万円を支払えといったものもあるようなので、情報提供させていただきます。

以 上